

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コロムビアグループの目標は、音楽業界で最もクリエイティブな会社を作ること、なおかつ、最も効率的に運営されている会社を作り上げることです。また、株主、顧客、取引先その他すべての人々にとって価値ある企業であるために、グループ一体となって経営の効率化と収益性の向上をめざした事業活動を推進するとともに、将来の成長に向け新分野、新事業へ積極的に展開してまいります。株主重視の経営にとって、適正で迅速な経営を行うための仕組みの整備は最重要課題であります。

当社は平成22年6月23日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社として運営しております。当社といたしましては、コンプライアンスの徹底を図るとともに、独立した見地から適正な監督・監査を行うために社外取締役、社外監査役を選任し、また、執行役員制度を導入するなど、経営の効率化、透明性を確保し、適正かつ迅速な業務執行を行うことにより、コーポレート・ガバナンスを強化し、業務執行に対する監督、監査の実効性を高める体制を構築しております。

さらに、企業活動に関して迅速かつ正確な会社情報の開示を行うために、グループ会社を含め迅速な情報の伝達が行なわれる体制をとるとともに、社内における情報管理を徹底し、公平な情報開示に努めております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4 株主総会における議決権の電子行使のための環境作り・招集通知の英訳]

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権の行使を行いやすい環境整備に取り組んでおり、インターネット等による議決権の電子行使の導入を通じて株主の議決権行使の利便性向上に努めております。

招集通知の英訳については、今後、海外投資家の保有比率及び英訳等に割くことができる当社リソースの状況を踏まえ、引き続き検討してまいります。

[補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供]

今後、海外投資家の保有比率及び英訳等に割くことができる当社リソースの状況を踏まえ、引き続き検討してまいります。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

[補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有]

[補充原則4-8-2 独立社外取締役の連携体制整備]

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

[補充原則4-10-1 取締役会機能の独立性・客観性・説明責任強化]

当社は、独立社外取締役1名、独立社外監査役2名を選任しているほか、取締役会の出席者10名のうち3名を社外役員が占めていることから、取締役会における実効性の高い監督機能を実現できていると考えておりますが、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上に適した体制を引き続き検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとしております。

政策保有株式のうち、主要なものについては、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、必要に応じて、取締役会において報告を行うよう努めております。なお、現在の保有残高は当社総資産に比べ十分に小さく、資本効率低下のおそれはないものと考えております。

議決権の行使については、その議案の内容を精査し、企業価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に行使いたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者間の取引について、取締役会において、該当する役員を特別利害関係人として決議に参加させておりません。また、全ての役員に対して、定期的に関連当事者間の取引の有無について確認するアンケート調査を実施しており、管理体制を構築しております。なお、取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略・経営計画
グループビジョンについては、当社ホームページに掲載しております。
<http://columbia.jp/company/corporate/vision/index.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3)報酬決定方針と手続
取締役の報酬については、その職責及び貢献度を前提として、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会において決定しております。

(4)取締役・監査役候補の選任方針と手続

取締役会は、経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。

また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

(5)取締役・監査役候補の個々の選任・指名に関する説明

現任の取締役・監査役の選任理由は次の通りです。

[取締役]

平澤 創：企業経営における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくために選任いたしました。

吉田 真市：企業経営及びエンタテインメント業界における幅広い見識と豊かな経験を有しております。この豊かな経験及び実績を活かして、当社の企業価値を高めるため、選任いたしました。

鈴木千佳代：当社管理部門の責任者としての実績など、経営に関する豊かな経験を有しております。この豊かな経験及び実績を活かして、当社の企業価値を高めるため、選任いたしました。

阿部三代松：当社グループにおける営業組織の責任者を務めるなど、その実績を通じた幅広い見識からの意見が期待されます。この実績を活かして、当社の企業価値を高めるため、選任いたしました。

佐伯 次郎：当社管理部門の責任者であった実績など、経営に関する豊かな経験を有しております。この豊かな経験及び実績を活かして、当社の企業価値を高めるため、選任いたしました。

南部 靖之：企業経営における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくために社外取締役として選任いたしました。また、南部靖之氏は、当社取引先である株式会社パソナの代表取締役であります。その取引額は僅少であり、当社への影響は非常に軽微であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定いたしました。

[監査役]

長吉 晋：当社の業務執行者であった実績を活かして、当社に必要な経営の監督とチェック機能を高めるため、常勤監査役に選任いたしました。

菅谷 貴子：弁護士資格を有しており、主に企業法務、法令、定款の遵守及びコンプライアンスに関する知見と経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能を高めるため、選任いたしました。

本多 清：事業会社における監査役経験と、金融機関及び事業会社の経営に携わることで培った幅広い見識と経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能を高めるため、社外監査役として選任いたしました。また、本多清氏は、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定いたしました。

水戸 重之：弁護士資格を有しており、専門的な知識や経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能を高めるため、社外監査役として選任いたしました。また、水戸重之氏は、当社取引先であるTMI総合法律事務所のパートナー弁護士であります。その取引額は僅少であり、当社への影響は非常に軽微であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定いたしました。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

当社は、取締役会規程及び決裁規程に基づき、取締役会、代表取締役、取締役、執行役員、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対し、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

[補充原則4-11-1 取締役会全体の構成]

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3-1(4)に記載のとおりであります。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の他社兼任]

当社ホームページにおいて公表しております株主総会招集通知添付書類に記載しております。

<http://columbia.jp/company/ir/stock/index.html>

[補充原則4-11-3 取締役会の実効性分析評価]

2016年度において、取締役会は14回開催され、様々な経営課題について活発な議論が行われ、業務執行にかかる重要事項が時機に遅れることなく決定・報告されております。

また、当社は独立社外取締役1名、独立社外監査役2名を選任しており、取締役会の出席者10名のうち3名を社外役員が占め、取締役会における実効性の高い監督機能を実現できていると考えております。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針]

当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について広く支援を行うこととしております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、継続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主との建設的な対話が必要不可欠であると考えております。そのため、IR体制を整備し、決算説明会(年2回)の開催、株主アンケートの実施等、合理的な範囲で、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出に努めております。なお、対話に際しては、株主間の平等を図るため、金融商品取引法等の関連法令を遵守し、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フェイス	6,875,916	50.88

RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP.	740,900	5.48
株式会社第一興商	622,650	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	228,000	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	146,000	1.08
楽天証券株式会社	137,300	1.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	128,800	0.95
三井住友信託銀行株式会社	125,000	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	118,900	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	109,100	0.81

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	株式会社フェイス（上場：東京）（コード） 4295

補足説明

筆頭株主である株式会社フェイスによる当社株式の公開買付けが成立したことにより、平成26年3月26日付で当社は同社の連結子会社となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

・当社の事業運営は、親会社等との取引に依存する状況にはありません。また、少数株主の利益を損ねることの無いよう、親会社等との取引が他の取引先と比較して有利なものとなることがないように、市場価格等を勘案し、決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

・株式会社フェイスは、当社の議決権を51.80%保有する親会社であります。当社は、フェイス・グループの一員として、新たな音楽の流通形態への取り組みを推進し、様々な音楽関連サービスを充実させ、多くの事業シナジーを発揮することを主眼としております。なお、当社と株式会社フェイスの間には、役員の兼任、共同原盤契約、通販および配信事業における業務委託契約、出向および出向受入契約等を締結しております。当社の経営方針、事業活動等については、当社独自の基準・判断に基づいて行われており、上場会社として、親会社等からの独立性は十分に確保されております。

・当社の取締役6名、監査役4名のうち親会社等又はそのグループ企業との兼任役員は6名であります。

・平成29年8月1日を効力発生日として、株式会社フェイスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施する予定であり、当社は、平成29年7月27日付で上場廃止となる予定です。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南部 靖之	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南部 靖之	○	株式会社パソナグループ代表取締役グループ代表兼社長 株式会社パソナ代表取締役会長 株式会社ベネフィット・ワン取締役会長	企業経営における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくために社外取締役として選任いたしました。 また、南部靖之氏は、当社取引先である株式会社パソナの代表取締役であります。その取引額は僅少であり、当社への影響は非常に軽微であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役(4名)は、その職務執行上の必要に応じて、会計監査人に自由にアクセスできるようになっております。また、その職務を効果的に遂行するために会計監査人から年間の監査計画の説明を受け、さらに監査結果の報告を含む定期会合を開催し監査役の職務および活動に関連するあらゆる事項について協議いたします。

監査役(4名)の補助者は設置しておりませんが、内部監査室(1名)を設置しております。監査役は、年間の監査計画に従って、内部監査室および各部門から定期的に報告を受け、また、適宜指示を出し、監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本多 清	他の会社の出身者													
水戸 重之	弁護士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本多 清	○	----	事業会社における監査役経験と、金融機関および事業会社の経営に携わることにより培った幅広い見識と経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能を高めるため社外監査役として選任いたしました。
			また、本多清氏は、当社と何ら利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定いたしました。

水戸 重之	○	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社ブロッコリー監査役 株式会社タカラトミー取締役	弁護士資格を有しており、専門的な知識や経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能を高めるため、社外監査役として選任いたしました。 また、水戸重之氏は、当社取引先であるTMI総合法律事務所のパートナー弁護士ですが、その取引額は僅少であり、当社への影響は非常に軽微であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定いたしました。
-------	---	--	---

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明

1. 取締役 当社の取締役が受ける報酬については、代表取締役およびその他の取締役（社外取締役を除く）は職責に見合った固定金額報酬と業績計画達成率に応じた業績連動型報酬、社外取締役は職責に見合った固定金額報酬とし、取締役の報酬額を年額9千7百万円以内（うち社外取締役分は1千5百万円以内）としております。また、取締役会長平澤 創氏につきましては、当社の成長・発展に向けて邁進すべく報酬を辞退する申し出があったため、無報酬といたしております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。
2. 監査役 当社の監査役が受ける報酬については、職責に見合った固定金額報酬とし、監査役の報酬額を年額2千5百万円以内としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

役員報酬の実績につきましては、当連結会計年度に計上した金額を記載しております。
（平成28年4月1日より平成29年3月31日まで）

1. 取締役 支給人員5名 64百万円
2. 監査役 支給人員4名 20百万円

計84百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役 当社の取締役が受ける報酬については、代表取締役およびその他の取締役（社外取締役を除く）は職責に見合った固定金額報酬と業績計画達成率に応じた業績連動型報酬、社外取締役は職責に見合った固定金額報酬とし、取締役の報酬額を年額9千7百万円以内（うち社外取締役分は1千5百万円以内）としております。また、取締役会長平澤 創氏につきましては、当社の成長・発展に向けて邁進すべく報酬を辞退する申し出があったため、無報酬といたしております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

2. 監査役 当社の監査役が受ける報酬については、職責に見合った固定金額報酬とし、監査役の報酬額を年額2千5百万円以内としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の補佐は管理統括部が担当しております。また、非常勤の社外監査役に対しましては、常勤監査役から監査役会において監査状況を説明するとともに、必要の都度、会計監査人、内部監査室およびその他の部門と会合を持ちます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役6名のうち、社外取締役が1名、また女性が1名を占める構成とし、法令で定められた事項および経営上の重要事項を審議、決議がされるとともに、取締役の職務を監督しております。経営監視機能として監査役制度を採用しており、監査役は、4名のうち社外監査役が半数以上を、また女性が1名を占める構成とし、適法性、適正性の観点から、会計監査人、内部監査室と連携をとりながら、当社およびグループ会社の業務執行を監査しております。また、執行役員制度(執行役員8名)を導入することによりそれぞれの管轄する事業や日常業務のより機動的な執行を図るとともに、定期的に、業務執行取締役および執行役員による業務執行会議を開催し、迅速な意思決定ができる体制となっております。取締役の指名および報酬額の決定につきましては、社外取締役1名を含む6名の取締役で構成される取締役会において審議され、決定されます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コンプライアンスの徹底を図るとともに、独立した見地から適正な監督・監査を行うために社外取締役、社外監査役を選任し、また、執行役員制度を導入するなど、経営の効率化、透明性を確保し、適正かつ迅速な業務執行を行うことにより、コーポレート・ガバナンスを強化し、業務執行に対する監督、監査の実効性を高める体制を構築しております。

さらに、企業活動に関して迅速かつ正確な会社情報の開示を行うために、グループ会社を含め迅速な情報の伝達がなされる体制をとるとともに、社内における情報管理を徹底し、公平な情報開示に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第166期定時株主総会招集通知は平成29年6月7日に送付いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第166期定時株主総会は平成29年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表終了後2週間以内を目処にIR説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知、決議通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務・管理本部において、IRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システム整備の状況

イ コンプライアンスの徹底

・コロムビアグループ行動規範を制定し、当社およびグループ会社の各取締役、監査役および従業員が法令、規則および社内規程・方針を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定めるとともに、リスクの未然防止と早期解決のために、社内通報に関する取扱規程により、通報者に不利益が生じないことを確保したうえで、顧問弁護士も含めた複数の担当者を通報先とする社内通報制度を設置し、コンプライアンスの推進を図ります。なお、社内通報制度により通報された情報は、当社の監査役に報告されるものとします。また、代表取締役社長を委員長とし、法務担当部門長などで構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・運営に必要な事項を調査、検討、検証するとともに、啓蒙活動を実施いたします。

・当社およびグループ会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

ロ 経営の効率性、透明性を確保し、適正かつ迅速な業務執行を行う体制

・経営環境の変化に応じて最適な経営体制のもとに機動的に運営するため、取締役の任期は1年とします。また、執行役員制度を導入し、取締役会の機動性確保、監督機能の強化を図ります。さらに、業務執行の迅速性を高めるために、業務執行取締役および執行役員などで構成される業務執行会議を設置します。

・各グループ会社については、担当部門において、グループ会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、経営の効率性等の向上を図ります。

ハ 経営監視機能の強化

・当社およびグループ会社は、監査役監査の実効性を確保するために、取締役会をはじめ業務執行会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程および業務の執行状況を把握する体制を確保します。また、当社およびグループ会社の各取締役、監査役および従業員は、監査役および監査役会に対する重大な事項の報告をするとともに、重要な決裁書類の回付等の体制の構築、運用を実施します。監査役および監査役会に対して報告をした者に対しては、不利益が生じないことを確保いたします。さらに、代表取締役社長と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、事業その他に関するリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じます。

・取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役は上記使用人の人事について変更を求めることができます。また、当社は、上記使用人の任命、解雇、配転および人事異動等の雇用条件に関する事項について、監査役の同意を要することとしております。さらに、上記使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役および従業員の指揮命令は受けないものとしております。

・現在、上記使用人は置いておりませんが、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。監査役は、年間の監査計画に従って、内部監査室および各部門から定期的に報告を受け、また、適宜指示を出し、監査しております。

・監査役は、その職務執行上の必要に応じて、法律・会計等の専門家に自由にアクセスすることができ、その費用は当社が負担することとしております。また、その職務を効果的に遂行するために会計監査人から年間の監査計画の説明を受け、さらに監査結果の報告を含む定期会合を開催し監査役の職務および活動に関連するあらゆる事項について協議いたします。特に、内部監査結果につきましては、全て会計監査人に報告しております。

・取締役会による、取締役の業務執行に対する監督、監査の実効性を高めるために、取締役6名のうち社外取締役を1名選任しております。また、監査役4名のうち2名は社外監査役です。

・内部監査室が行う内部監査を通じて、適法性および妥当性の観点から検討・評価することにより、不正過誤を防止し、経営の合理化および効率増進を図ります。

ニ グループ会社管理

・当社およびグループ会社は、担当部門において、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ各社における適切な内部統制の構築を目指し、かかる内部統制の実効性を高める施策を実施しております。また、当社は、グループ各社から当該グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受け、必要な指導・支援を実施いたしております。

2. リスク管理体制の整備の状況

・リスク管理体制としては、担当部門において、リスクマネジメント機能強化のため、リスクの抽出、把握、予防、対応策の検討を行い、当社およびグループ会社への周知徹底を図っております。また、定期的にリスクの状況のモニタリングを行うことにより、事前の予防ならびに発生時の適切な対応ができる体制をとっております。

3. 情報の保存・管理に関する体制

当社が取り扱う情報の適正管理の体制および管理方法を定めた情報管理規程に基づき、情報管理統括責任者および各部門の情報管理責任者が情報の記録、保存、管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの要求には断固とした姿勢で対応し、決して妥協しないことを基本としております。当社では、行動規範において役員・従業員と暴力団等の反社会的勢力との付き合いを禁じており、「東京都暴力団排除条例」施行に合わせ、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断する」旨、定めております。

また必要な場合には警察その他の関係機関及び弁護士などの外部専門家と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

・当社は平成22年6月23日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社として運営しております。当社といたしましては、コンプライアンスの徹底を図るとともに、独立した見地から適正な監督・監査を行うために社外取締役、社外監査役を選任し、また、執行役員制度を導入するなど、経営の効率化、透明性を確保し、適正かつ迅速な業務執行を行うことにより、コーポレート・ガバナンスを強化し、業務執行に対する監督、監査の実効性を高める体制を構築しております。

・会社情報の適時開示につきましては、証券取引所の定める規則及び証券取引所発刊の「会社情報適時開示ガイドブック」に基づいて行っております。

・決算関連情報その他重要な会社情報は、グループ会社を含めた当該情報の管轄部門から財務・管理本部へ集約され、情報取扱責任者から代表取締役社長まで迅速に伝達される体制を整備するとともに、社内における情報管理を徹底しております。

・財務・管理本部はIRに関する業務を担当しており、開示資料を作成の上、代表取締役社長の承認を得て情報取扱責任者が速やかに東京証券取引所へ提出しております。

・当社は、弁護士、会計監査人等の第三者から当社の会社情報の適時開示に係る社内体制とその運営及び開示内容の適正性につき、必要な助言、指導を受けております。

・公表した開示文書は自社のホームページに掲載し、積極的なディスクロージャーに努めております。

